



# 監査結果報告書

---

令和元年度（2019年度）No.1

---

定期監査（上期）



旭川市監査委員

旭 監 第 20 号  
令和元年6月18日

旭 川 市 長	西 川 将 人 様
旭 川 市 議 会 議 長	安 田 佳 正 様
旭 川 市 農 業 委 員 会 会 長	浅 沼 博 実 様

旭川市監査委員	田 澤 清 一
旭川市監査委員	坪 沼 一 成
旭川市監査委員	門 間 節 子
旭川市監査委員	松 田 宏

### 監査結果に関する報告の提出について

地方自治法第199条第4項の規定による監査を旭川市監査基準に準拠して実施したので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり提出します。

# 目 次

## 第 1 定 期 監 査

1	監査の対象事務	1
2	監査の対象部局及び対象期間	1
3	監査の実施期間	1
4	重要リスク及び監査の着眼点	2
5	監査の方法	2
6	監査の結果	2

# 第 1 定 期 監 査

## 1 監査の対象事務

監査の対象については、本市における事務処理上のリスクを考慮して選定するものとし、市民サービスへの影響、財政負担の有無、発生可能性の観点からリスクの重要度を評価した上で、過去の監査の実施状況等を勘案し総合的に評価し、監査実施の優先度が高いと判断された次の事務とした。

- (1) 収入に関する事務のうち、貸付金及び債権管理に関する事務
- (2) 支出に関する事務のうち、貸付金及び報酬等に関する事務
- (3) 契約に関する事務のうち、貸付金に関する事務
- (4) 財産管理に関する事務のうち、貸付金及び債権管理に関する事務

## 2 監査の対象部局及び対象期間

対 象 部 局	貸付金に関する事務	債権管理に関する事務	報酬等に関する事務	対 象 期 間
会 計 課	—	—	○	平成30年 4月1日 ～ 平成31年 2月28日
総 合 政 策 部	—	—	○	
防 災 安 全 部	—	—	○	
保 健 所	—	—	○	
建 築 部	—	○	○	
上 下 水 道 部	—	○	○	
市立旭川病院事務局	—	○	○	
農 業 委 員 会 事 務 局	—	—	○	

注) 対象事務のある部局は「○」、ない部局は「—」で表示

## 3 監査の実施期間

平成31年4月1日から令和元年5月21日まで

## 4 重要リスク及び監査の着眼点

監査の実施に当たり、重要リスク（対象事務において想定されるリスクで重要度の高いものをいう。）及び主な監査の着眼点を次のとおり設定した。

### (1) 債権管理に関する事務

重要リスク	監査の着眼点
<ul style="list-style-type: none"><li>債権の回収遅滞，漏れ</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>前年度収入未済額は確実に調定の繰越しがなされており，また，その時期は適正か。</li><li>債権の内容，債務者，履行状況等債権管理上の必要事項は明確に把握されているか。</li><li>督促，催告及び時効中断手続は適時かつ適正に行われているか。</li><li>滞納整理について努力が払われているか。</li><li>事務処理要領やマニュアルが適切に定められ，分割納付や未収金回収など事務手続が効率的かつ適正に行われているか。</li></ul>
<ul style="list-style-type: none"><li>不適切な不納欠損処分</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>不納欠損処分は適時かつ適正に行われているか。</li></ul>

### (2) 報酬等に関する事務

重要リスク	監査の着眼点
<ul style="list-style-type: none"><li>過大又は過少積算</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>積算は関係規定又は合理的な基準に基づき行われているか。</li><li>支給対象となる事実及び役務の提供は客観的資料によって確認できるか。</li><li>積算の根拠となる日数，時間数等は関係記録と合致しているか。</li></ul>
<ul style="list-style-type: none"><li>支出漏れや時期の誤り</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>報酬等の支出は適正な時期に行われているか。</li></ul>
<ul style="list-style-type: none"><li>所得税等の控除額の誤り</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>支給額から源泉徴収すべき税金等の控除及び納付は適正に行われているか。</li></ul>

## 5 監査の方法

監査対象部局に対し資料の提出を求め，当該部局の事務が関係規程及び予算に基づき適正に執行されているかについて，監査の着眼点を踏まえ，試査による関係書類の照合，関係職員への質問等，必要な方法を取り監査を実施した。

## 6 監査の結果

監査対象部局別の結果は次のとおり，収入，支出及び財産管理に関する事務について，一部の部局において不備不適事項が見受けられた。

今後の事務執行に当たっては，指摘等を受けたことを十分踏まえ，それぞれ必要な措置を講じ，事務処理に万全を期されたい。

会 計 課

特に指摘事項なし。

総 合 政 策 部

特に指摘事項なし。

防 災 安 全 部

特に指摘事項なし。

保 健 所

特に指摘事項なし。

建 築 部

特に指摘事項なし。

上 下 水 道 部

○ 指摘事項

(1) 収入に関する事務

[検討を要するもの]

- ① 水道料金及び下水道使用料の口座振替において、1回目の振替が不能となった後、口座解約等により再振替の対象とならない者に発送する督促状について債権管理等事務取扱要綱に規定がなく、また、発送日から指定期限までの日数が他の納入方法における督促状と異なることから、納入方法による差異が生じないように指定期限の設定を見直した上で、要綱を整備するよう検討されたい。(料金課)

(2) 支出に関する事務

特に指摘事項なし。

- (3) 財産管理に関する事務  
特に指摘事項なし。

市立旭川病院事務局

○ 指摘事項

- (1) 収入に関する事務

[改善を要するもの]

- ① 診療費収納対策マニュアルにより毎月定例的に発送している督促状について、事務専決規程に基づく決裁がなされていなかった。(医事課)

- (2) 支出に関する事務

[改善を要するもの]

- ① 入院料等の納付督促及び徴収事務に従事する嘱託職員の報酬の支給に当たり、能率給を計算する際に収納金額に応じて設定している控除額を誤ったことにより1件1,500円の過払いがあった。(経営管理課)
- ② 嘱託職員の通勤費用相当額に係る旅費の支給に当たり、運賃を誤ったことにより2件610円の未払いのもの、また、通勤日数の集計を誤ったことにより1件740円の未払いのものがあった。(経営管理課)

- (3) 財産管理に関する事務  
特に指摘事項なし。

○ 意見・要望事項

- ① 嘱託職員の執務要領において、勤務1時間当たりの報酬額や勤務時間が実際の勤務条件と異なる規定となっているもの、休日勤務に伴う報酬の支給が見込まれるにもかかわらず、当該支給額の算出方法が明記されていないものなどがあった。
- 執務要領は、任用の際に明示することとされている勤務条件等について定めたものであることから、再点検をした上で正確かつ適切な内容とするよう整備を図られたい。

② 診療費の未収金は大きな課題となっており、診療費収納対策マニュアルに基づき対応が進められているところであるが、債権管理の基礎となる債務者との折衝経過を督促台帳に記録すべきことについて過去の定期監査において指摘しているものの、記録に誤りや漏れが散見された。

着実かつ速やかに債権回収を進めていくためには、関係事務を主管する医事担当を始め、外来及び入退院窓口の担当においても必要な情報を共有の上、相互に連携して組織的に対応していくことが求められることから、督促台帳に正確に記載することはもとより、担当間で共有すべき情報を改めて精査した上で、台帳に記載する内容や方法を見直すなど、院内の連携及びチェック機能の強化に向けて必要な措置を講じられたい。

農業委員会事務局

特に指摘事項なし。